

鳥取市余裕期間設定工事に係る実施要領

1 趣旨

この要領は、鳥取市が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材や労働者等の計画的な確保等に要する期間（以下「余裕期間」という。）を、定められた実工期の前に設定する工事（以下「余裕期間設定工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 全体工期

余裕期間と実工期の合計をいう。

(2) 実工期

実際に工事を施工するために必要な期間で、準備期間と後片付け期間を含む。

(3) 工事開始日

実工期の始期をいう。

3 対象工事

鳥取市が発注する建設工事で、発注者の判断により余裕期間を設けることが有益と認められる工事を対象とする。

4 余裕期間の設定方式

(1) 発注者指定方式

発注者が工事開始日を指定する方式をいう。

(2) 任意着手方式

落札者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式をいう。なお、落札決定の日の翌日までに落札者から工事開始日通知書（様式第1号）を提出させなければならない。

5 工期の設定等

(1) 発注者は、余裕期間設定工事の発注において、発注者指定方式又は任意着手方式のいずれかを選択するものとし、いずれの方式においても余裕期間は、6ヶ月を超えない範囲内で設定するものとする。

(2) 余裕期間の設定に係る積算上の割増は行わない。

(3) 実工期は、標準工期又は積上げ工期を確保することを原則とし、必要に応じて繰越手続を行うこと。

6 前金払の支払い

余裕期間設定工事の前払金については、工事開始日以降でなくては請求を行うことはできない。

7 工事開始日までの現場管理等

- (1) 契約日から工事開始日までの期間の現場管理は、発注者の責任において行うこととする。
- (2) 工事開始日までは、受注者に資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行わせてはならない。

8 配置予定技術者等の要件確認及び技術者等の配置

- (1) 余裕期間設定工事における配置予定技術者等の要件は、建設工事における配置技術者等の適正な運用について（平成20年5月8日鳥取県制定。以下「県通知」という。）に関わらず、次のとおり扱うものとする。

ア 現場代理人

県通知10に定める確認時期を工事開始日とする。

イ 配置予定技術者

県通知10に定める確認時期及び確認事項を次のとおりとする。

	確認時期	
	県通知10に定める確認時期	工事開始日
確認事項	工事開始日時点において、県通知5～7に定める要件を満たす見込みであること。	県通知5～7に定める要件を満たすこと。

- (2) 契約日から工事開始日までの期間は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人並びに追加技術者を配置することを要しない。
- (3) 配置予定技術者が死亡、傷病又は退職等の真にやむを得ないと認められる事由により工事開始日に配置できない場合は、原則として配置予定工事の配置技術者要件を満たす者を配置させるものとする。

なお、配置予定技術者又はこれに代わる技術者を配置できない場合は、工事請負契約約款の規定に基づく契約解除及び鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置を検討するものとする。

9 特記仕様書における記載事項

余裕期間設定工事において適用する特記仕様書は、別紙のとおりとする。

10 調達公告における記載事項

- (1) 調達公告のその他欄に「この工事は『鳥取市余裕期間設定工事に係る実施要領』の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。」と明記すること。
- (2) 工期欄の記載は次のとおりとすること。
 - ア 発注者指定方式を選択した場合
工期：令和■年■月■日から令和○年○月○日まで
※本工事は、令和■年■月■日以降でなければ工事着手してはならない。
 - イ 任意着手方式を選択した場合
工期：落札者が定める工事開始日から○○日間
※本工事においては、落札者が工事請負契約の成立の日の翌日から平成△年△月△日までの間のうち任意の日を工事開始日と定め、当該決定を工事開始日通知書により落札決定の翌日までに発注者に通知しなければならない。

11 指名通知書における記載事項

指名通知書の備考欄に「この工事は『鳥取市余裕期間設定工事に係る実施要領』の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。工期は上記『3. 期間』の記載によらず、以下のとおりとする。」と明記し、発注者が選択した工期の設定方式により次のいずれかの記載を加えるものとする。

- ア 発注者指定方式を選択した場合
工期：令和■年■月■日から令和○年○月○日まで
※本工事は、令和■年■月■日以降でなければ工事着手してはならない。
- イ 任意着手方式を選択した場合
工期：落札者が定める工事開始日から○○日間
※本工事においては、落札者が工事請負契約の成立の日の翌日から平成△年△月△日までの間のうち任意の日を工事開始日と定め、当該決定を工事開始日通知書により落札決定の翌日までに発注者に通知しなければならない。

12 契約関係の取扱いについて

- (1) 契約書に記載する工期は、実工期とすること。
- (2) CORINS に登録する工期は、実工期とし、登録申請の時期は県通知11に定めるとおりとすること。
- (3) 契約保証の期間は、全体工期を満たすこと。
- (4) 契約書第3条に基づく工程表は、余裕期間を記入したものを提出させること。
- (5) 着手関係書類（工程表を除く。）は、工事の着手日までに提出させること。

(6) 契約締結後において、工事開始日の変更の必要が生じた場合は、受発注者協議の上、工期開始日に係る変更契約を行うことができること。

附 則

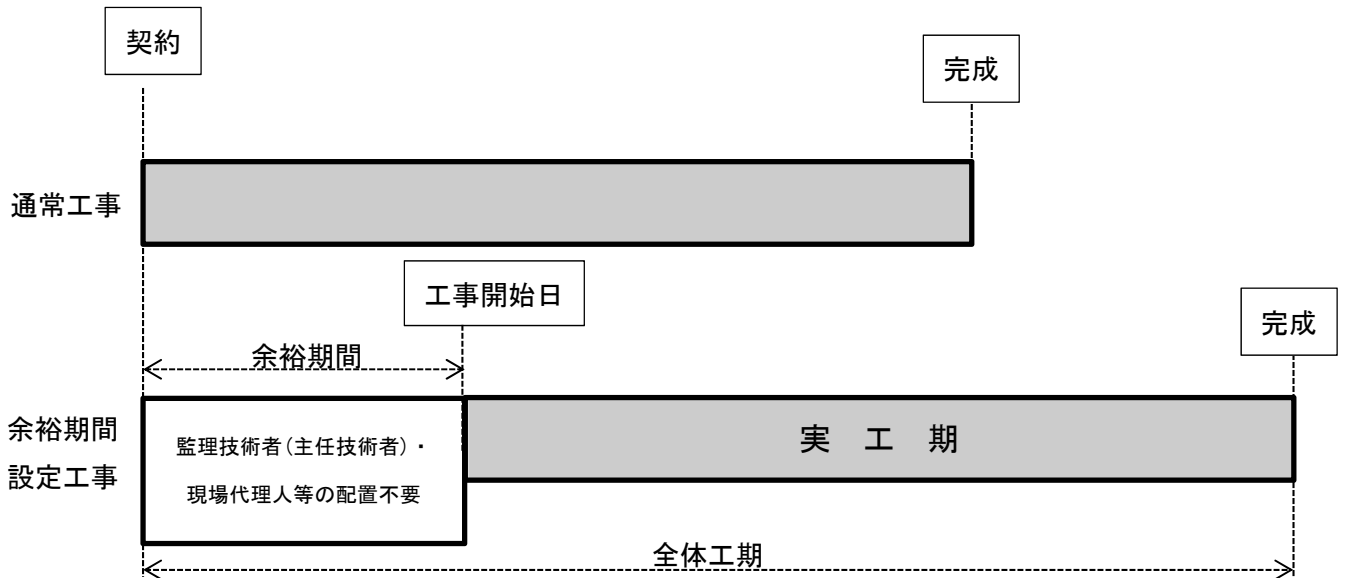
この要領は、平成29年10月23日から施行し、平成29年11月1日以降に入札を執行するものから適用する。

附 則

この要領は、令和2年2月10日からの起工設計書から適用する。

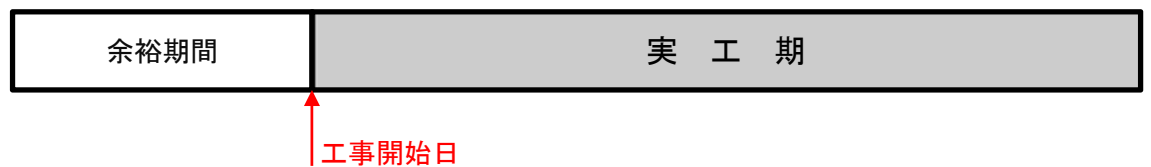
【参考】

○余裕期間設定のイメージ

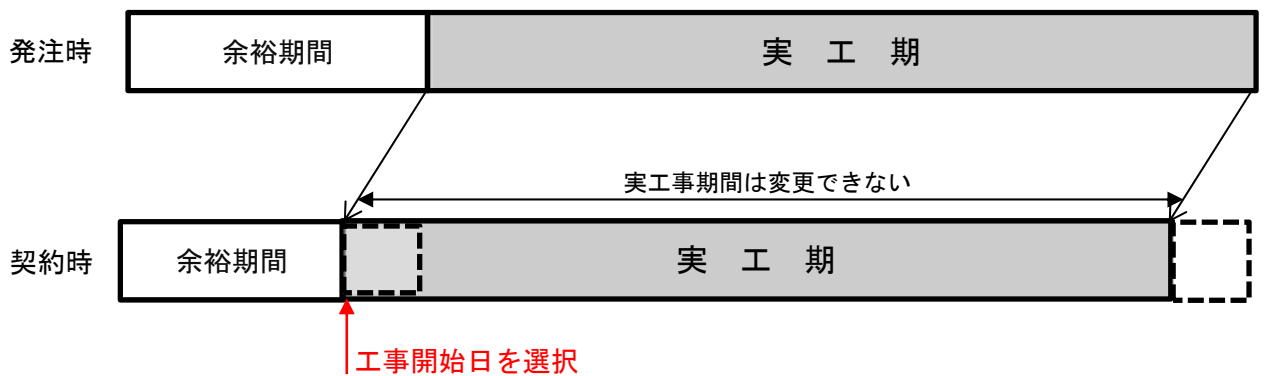


○余裕期間設定方式

①発注者指定方式：工事開始日を発注者があらかじめ指定する方式

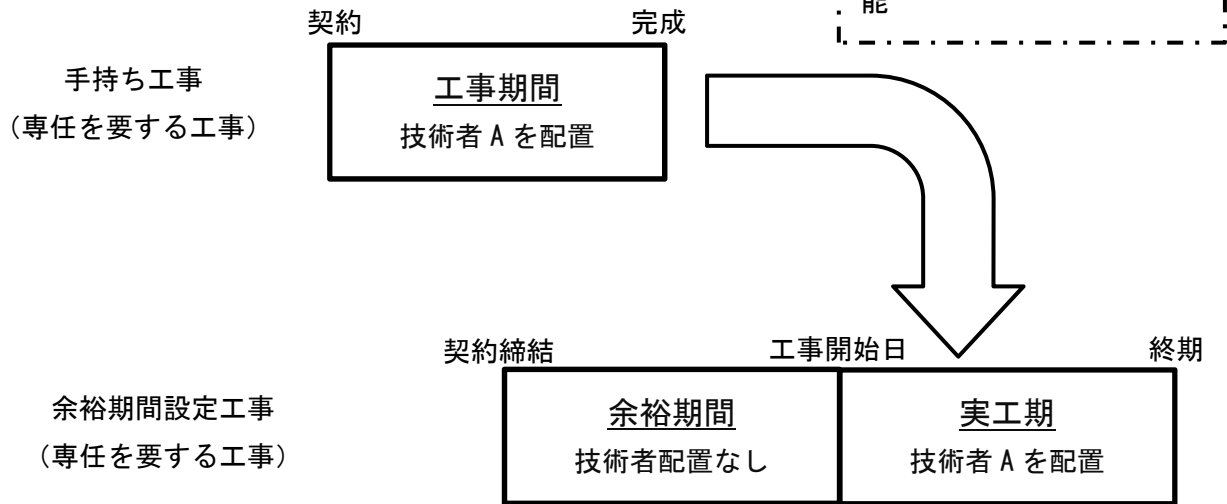


②任意着手方式：受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



○手持ち工事と余裕期間設定工事の関係イメージ

余裕期間設定工事の工事開始日が手持ち工事の完成日以降となっているため、同じ技術者 A を配置可能



【別紙（発注者指定方式の場合）】

余裕期間設定工事に係る特記仕様書

本工事は、工事請負契約書及び鳥取県土木工事共通仕様書によるほか、この特記仕様書によるものとする。なお、工事請負契約約款に記載された事項のうち、本特記仕様書に係る部分については、本特記仕様書の記載を優先するものとする。

第1条（対象工事）

本工事は、工期に余裕期間を設定する工事（余裕期間設定工事）の対象工事である。

第2条（工事着手日）

- 1 受注者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日以降でなければ、工事に着手してはならない。
- 2 受注者は、特別の事情がない限り、平成〇〇年〇〇月〇〇日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

第3条（前払金の請求）

本工事の前払金は、工事開始日までは請求できない。

第4条（工事開始日前の現場管理等）

- 1 契約日から工事開始日までの期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。
- 2 契約日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

第5条（技術者の配置）

契約日から工事開始日までの期間は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人並びに追加技術者を配置することを要しない。

なお、受注者が工事開始日において技術者を配置できない場合には、発注者は工事請負契約約款の規定に基づく契約解除及び鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置を行う場合がある。

第6条（経費の負担）

余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

【別紙（任意着手方式の場合）】

余裕期間設定工事に係る特記仕様書

本工事は、工事請負契約書及び鳥取県土木工事共通仕様書によるほか、この特記仕様書によるものとする。なお、工事請負契約約款に記載された事項のうち、本特記仕様書に係る部分については、本特記仕様書の記載を優先するものとする。

第1条（対象工事）

本工事は、定められた実工期の前に余裕期間を設定する工事（余裕期間設定工事）の対象工事である。

第2条（工事着手日）

受注者は、特別の事情がない限り、発注者に通知した工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

第3条（前払金の請求）

本工事の前払金は、工事開始日までは請求できない。

第4条（工事開始日前の現場管理等）

- 1 契約日から工事開始日までの期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。
- 2 契約日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

第5条（技術者の配置）

契約日から工事開始日までの期間は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人並びに追加技術者を配置することを要しない。

なお、受注者が工事開始日において技術者を配置できない場合には、発注者は工事請負契約約款の規定に基づく契約解除及び鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置を行う場合がある。

第6条（経費の負担）

余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

様式第1号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

工事開始日通知書

(余裕期間設定工事)

(発注者) 様

(受注者) 印

下記工事について、工事開始日を定めましたので通知します。

1 工事名

2 施工場所

3 工事開始日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

※1 余裕期間設定工事の「任意着手方式」を採用している工事についてのみ提出すること。

2 落札決定の日の翌日までに提出すること。